

令和9年度使用加古川市立学校用教科用図書採択基本方針

令和8年5月
加古川市教育委員会

1 採択基本方針

(1)採択の権限

教科書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定により、加古川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う。

(2)採択の基本

- ①加古川市立小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校において使用する教科用図書(以下「教科書」という。)の採択については、教育基本法、学校教育法、学習指導要領、兵庫県の教科書採択に関する基本方針の趣旨に則しつつ、第4期かこがわ教育ビジョン(加古川市教育振興基本計画)を踏まえる。
- ②教科書採択に当たっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう、公正性・透明性の確保を徹底する。
- ③採択に関する事務については、兵庫県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)の指導及び助言を受ける。

2 採択基準及び手続き

- (1)教育委員会は、令和5,6年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて、種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位)ごとに1種の採択を行う。
- (2)採択にあたっては、県教育委員会の示す選定資料を活用するとともに、第4期かこがわ教育ビジョンの方針に基づいて、専門的な調査研究を十分に行う。
- (3)教育委員会は、採択にあたりその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者、地域住民への説明責任を果たすことができるよう、採択組織及び手続きを確立する。

(4)教科書について

- ①採択は、文部科学省「教科書目録」(令和9年度使用)に登載された教科書のうちから行う。
- ②小学校及び義務教育学校(前期課程)において使用する教科書は、令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択する。
- ③中学校及び義務教育学校(後期課程)において使用する教科書は、令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択する。
- ④特別支援学校及び特別支援学級において使用する教科書の採択にあたっては、文部科学省検定済教科書(下学年用等)若しくは文部科学省著作教科書を使用する方向で検討するものとするが、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第9条の規定による「一般図書(特別支援学校・学級用)」(以下「一般図書」という。)を採択する。

ア 文部科学省著作教科書

令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択する。

イ 一般図書

一般図書については毎年度異なる図書を採択することができるが、原則として、文部科学省発行の「令和8年度用一般図書契約予定一覧」に掲載されている図書から採択し、教育委員会に報告する。

- ⑤特別支援学校高等部において使用する教科書は、校長を委員長とする教科用図書選定委員会を設け、毎年自校の教育課程に則した教科書を選定し、校長が教育委員会に報告する。なお、障がいのある生徒の実態に応じた最も適切な教科書を採択するため、校長が一般図書も併せて毎年、選定・報告する。
- ⑥ユニバーサルデザインに関する配慮として、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障がいその他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについて比較検討する。

3 採択の公正確保

- (1)教育委員会は、「教科書採択における公正確保の徹底等について」(令和8年3月 31 日付 文部科学省通知)に則り、教科書の採択にあたり、静謐な採択環境を確保し、教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、適正かつ公正を期するため万全の措置をとる。
- (2)採択関係者、校長、教員は、教科書発行者が定める「教科書発行者行動規範」に違反する行為について、教科書発行者に対して求めることのないようにする。また、教科書発行者から申出があった場合にも、その申出を明確に断る。
- (3)採択期間中においては、教科書発行者が、教科書に関する講習会又は研修会等の主催や関与を行うことが禁止されているため、採択関係者、校長、教員は、その趣旨を理解した上で、適切に対応する。
- (4)教育委員会は、発行者の宣伝行為その他外部からの働きかけについて状況を把握する。また、仮に採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取る。
- (5)検定申請本は、検定の行政処分を行う際の審査対象であり、教科書発行者が教科書採択を勧誘するための宣伝活動(実質的にそれと同視され得る活動を含む)に使用することは一切認められていないため、その旨を調査員等の採択に関わる教員等だけでなく、全ての採択関係者、校長、教員が認識する。
- (6)質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見が反映されることは、大きな意義を有するものである。しかし、仮に教科書発行者と教員等の認識が教科書の著作・編集活動の一環であったとしても、一般の国民ないし地域住民からみれば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為とも受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を維持する。

4 開かれた採択の推進

- (1)次の事項について、採択期限終了後、速やかに公開する。
 - ①採択結果及び採択理由
 - ②教育委員会の会議の議事録
- (2)教科書展示会を積極的に開催し、広く市民に教科書の内容について知らせ、意見を求める機会を設ける。
- (3)その他、開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討する。